○薩摩川内市営住宅条例施行規則

平成１６年１０月１２日規則第２３９号

（趣旨）

第１条　この規則は、薩摩川内市営住宅条例（平成１６年薩摩川内市条例第２８３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入居申込書）

第２条　条例第８条第１項の規定により市営住宅に入居の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、市営住宅入居申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　申込書には、申込者本人、同居しようとする親族その他申込者が扶養している者について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　市町村長が発行する収入の状況を証する書類（以下「所得額証明書」という。）

（２）　住民票の写し

（３）　扶養の状況を証する書類

（４）　申込者本人に婚姻の予約者がある場合は、その婚姻の予約を証する書類

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　前２項の規定は、公営住宅法施行令（昭和２６年政令第２４０号）第５条第３号又は第４号に掲げる事由に係る者で、市営住宅への入居を希望し、又は相互に入れ替わることを希望するものについて準用する。

（請書）

第３条　条例第１１条第１項第１号の請書（以下「請書」という。）の様式は、様式第２号によるものとする。

２　請書には、連帯保証人の印鑑証明書（発行後３箇月以内のものに限る。以下同じ。）及び所得額証明書を添付しなければならない。

（入居手続の特例）

第４条　条例第１１条第２項の市長の承認を得ようとする者は、条例第８条第２項の規定による通知があった日から１０日以内に、市営住宅入居手続期間延長承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　条例第１１条第３項に規定する連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結している者

⑵　前号に掲げるもののほか、特別の事情があると認める者

（入居届）

第５条　入居決定者は、当該市営住宅に入居したときは、入居した日から３０日以内に市営住宅入居届（様式第４号）に世帯員全員の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（連帯保証人変更承認申請等）

第６条　条例第１２条第１項の市長の承認を得ようとする者は、連帯保証人変更承認申請書（様式第５号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　条例第１２条第２項の規定による届出をしようとする者は、連帯保証人異動届（様式第６号）に当該届出に係る異動があったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

３　第３条第２項の規定は、第１項の請書について準用する。

（同居承認申請等）

第７条　条例第１３条の市長の承認を得ようとする者は、市営住宅同居承認申請書（様式第７号）にその者と同居しようとする者との関係を証する書類及び当該同居しようとする者の所得額証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

２　条例第１３条ただし書の規則で定める者は、当該市営住宅の入居者の１５歳未満の子とする。

（世帯員異動届）

第８条　市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、その世帯員に次に掲げる異動があったときは、速やかに市営住宅世帯員異動届（様式第８号）に当該異動があったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　出生、転出又は死亡

（２）　氏名又は勤務先の変更

（３）　１５歳未満の者との養子縁組

（入居承継承認申請）

第９条　条例第１４条第１項又は第２項の市長の承認を得ようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　承継の理由を証する書類

（２）　請書

（３）　入居者の印鑑証明書

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　第３条第２項及び第４条第２項の規定は、前項第２号の請書について準用する。

（収入申告書）

第１０条　条例第１６条第１項の申告を行おうとする者は、収入申告書（様式第１０号）に入居者、同居の親族その他当該入居者が扶養している親族の所得額証明書その他市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（収入認定更正申出）

第１１条　条例第１６条第３項又は第２９条第３項の規定により条例第１６条第２項又は第２９条第１項若しくは第２項の規定による認定に対し意見を述べようとする者は、当該認定があった日から起算して６０日以内（災害その他やむを得ない理由があると市長が認める者にあっては、市長が別に指定する日まで）に、収入（収入超過者・高額所得者）認定更正申出書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

（家賃等の減免又は徴収の猶予等）

第１２条　入居者は、条例第１７条又は第１９条第２項（条例第３１条第３項、第３３条第３項又は第５１条において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金又は金銭の減免を受けようとするときは、市営住宅家賃（敷金・金銭）減免申請書（様式第１２号）にその申請の理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該入居者に条例第１７条第６号に掲げる特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

２　入居者は、条例第１７条又は第１９条第２項（条例第３１条第３項、第３３条第３項及び第５１条において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金又は金銭の徴収の猶予を受けようとするときは、市営住宅家賃（敷金・金銭）徴収猶予申請書（様式第１３号）にその申請の理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（修繕願）

第１３条　入居者は、当該市営住宅又は共同施設に修繕（条例第２１条第１項の規定により市が費用を負担する修繕に限る。）の必要が生じたときは、市営住宅修繕願（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

（事故報告書）

第１４条　入居者は、当該市営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したときは、臨機に必要な措置を採り、速やかに市営住宅事故報告書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。

（不使用届）

第１５条　条例第２５条の規定による届出をしようとする者は、市営住宅不使用届（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。

（用途併用承認申請）

第１６条　条例第２７条ただし書の市長の承認を受けようとする者は、市営住宅用途併用承認申請書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

（模様替え等の承認申請）

第１７条　条例第２８条第１項ただし書の市長の承認を受けようとする者は、市営住宅模様替え（増築・工作物設置）承認申請書（様式第１８号）に設計書を添えて、市長に提出しなければならない。

２　入居者は、条例第２８条第１項ただし書の市長の承認を受け、市営住宅の模様替え若しくは増築又は敷地内の工作物設置を完了したときは、工事完了届（様式第１９号）を市長に提出し、市長の指定した者の検査を受けなければならない。

（明渡し期限延長承認申請）

第１８条　条例第３２条第３項の申出をしようとする者は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書（様式第２０号）に当該申出の理由となるべき事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（明渡し届）

第１９条　条例第４０条第１項の規定による届出をしようとする者は、市営住宅明渡し届（様式第２１号）を市長に提出しなければならない。

（住宅管理人の委嘱）

第２０条　条例第５３条に規定する住宅管理人は、戸数５戸以上の団地に入居を許可された者（同居の親族を含む。）のうちから１名を市長が委嘱する。ただし、５０戸を超える団地の場合は、５０戸ごとに１人を委嘱することができる。

２　市長は、前項の規定により住宅管理人を委嘱した場合は、その所管すべき住宅（以下「所管住宅」という。）及び共同施設（以下「所管施設」という。）を定め、これを当該住宅管理人及び所管住宅の入居者に通知するものとする。

（住宅管理人の職務）

第２１条　住宅管理人は、条例及び規則並びに市長の指示に従い、所管住宅及び所管施設を管理するものとする。

２　住宅管理人は、入居者が条例第２３条から第２８条までのいずれかに該当する行為があったとき、又はその行為のおそれがあると認められるときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

３　住宅管理人は、前項に規定するもののほか、次に掲げる職務を行うものとする。

（１）　火災、ガス漏れその他の事故に係る報告

（２）　市長の指示事項の入居者への周知

（３）　家賃等の納入通知書の配布

（４）　入居者から第１０条の規定により市長に提出される収入申告書の取次ぎ

（５）　前各号に掲げるもののほか、住宅管理上必要な事項

４　住宅管理人は、入居決定者が市営住宅に入居する際次に定める措置をとらなければならない。

（１）　入居決定者から市営住宅入居決定通知書の提示を求め、当該住宅のかぎを渡し、入居させること。

（２）　入居決定者が入居したときは入居世帯員の確認をし、市長に報告すること。

（住宅管理人の報酬の支給）

第２２条　住宅管理人に対する報酬は、毎年度年度末月に支給する。

（住宅管理人の解嘱）

第２２条の２　市長は、住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは解嘱する。

（１）　本人の願出により市長がやむを得ないと認めたとき。

（２）　職務上の不正の事実があったとき。

（３）　住宅管理人として適当でない行為があったとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めたとき。

（証明書）

第２３条　条例第５４条第３項の証明書の様式は、様式第２２号によるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第２４条　条例第５７条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第２３号）により行うものとする。

２　前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　定款又はこれに類するもの

（２）　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

（３）　市営住宅及び共同施設の管理に関する収支予算書

（４）　前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の前事業年度の収支計算書及び事業報告書

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定通知書の交付）

第２５条　市長は、条例第５８条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書（様式第２４号）を交付するものとする。

（その他）

第２６条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。